

○財務省告示第百八号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成三十年三月二十三日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成三十年四月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項の適 用等	三 振替法の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の
利付国庫債券（十年）（第三百二十八回、第三百二十九回、第三百三十回、第三百三十一回及び第三百三十八回）、利付国庫債券（二十年）（第六十一回、第六十六回、第七十三回、第八十一回、第八十六回、第九十二回及び第九十七回）及び利付国庫債券（三十年）（第二回、第三回及び第十回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行	各申込みのうち利回り格差の

十四	利子	の経過払い込み	利率 子率	（別表のとおり） 募入決定の通知を受けた者は、 払込金額に加え、次の算式によ り算出した金額を払込期日に 払い込むものとする。	$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \times \text{残存年数}$ $1 + \left[\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right] \times \text{残存年数}$	十一	発行価格	発行日	平成三十年三月二十三日	<p>簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。</p> <p>発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額</p>	九	振替単位	振替口座	簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。	八	最低額面金額	五万円	<p>内訳（別表のとおり）</p> <p>五千七百六十三億六千七百八十六万五千円</p>	七	払込金額	五千四百九十四億	<p>小さいものからその応募額を順次割り当てる。</p>	六	発行額	額面金額で五千四百九十四億	方法	小さいものからその応募額を順次割り当てる。
----	----	---------	----------	---	--	----	------	-----	-------------	--	---	------	------	----------------------------------	---	--------	-----	--	---	------	----------	------------------------------	---	-----	---------------	----	-----------------------

各発行対象国債の額面金額の利率／子率
 総額×各発行対象国債の前利率に
 100×各発行対象国債の第十号に
 支払期日の翌日から第十号の日
 支払期日の発行日までの経過日
 数（利子支払期日は、発行日と同
 日）

第十号に規定する発行日後の
 各発行対象国債の支払期を支

（第十回） （第三年） （百三十） 利付国庫債券	（第九回） （第三年） （百二十） 利付国庫債券	（第八回） （第三年） （百二十） 利付国庫債券	名称及び記号
○・八%	○・八%	○・六%	利率（年）
日年平 九成三 月二十五	日年平 六成三 月二十五	日年平 三成三 月二十五	償還期限
円百六十七億	億七 円百 四十九	億四 円千 六十九	（発行額） （額面金額）

（別表）

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込 日期	入札 参加	払場 所	元利 金支	利回 り	象国 債の
平成 三十 年三 月二 十三 日	財務 大臣 から 通知 を受け た者	日本 銀行	平均 値の 単利 利回 りとし る。	買参 考統 計値 表に 掲載 され た	協会 が発 表し た公 社債 店頭 売
				年三 月二 十日 付で 日本 証券 業	準と する
				銘柄 毎の 基準 利回 は、 平成 三十	入札 の基 金額
				額面 金額 百円 につき 百円	償還 金額
				（別 表の とおり）	償還 期限

払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times \text{利率}}{100 \times 1 - \text{利率}}$$

（利付第三十回国庫債券）	（利付第三十回国庫債券）	（利付第三十回国庫債券）	（利付第三十回国庫債券）	（利付第三十回国庫債券）	（利付第三十回国庫債券）	（利付第三十回国庫債券）	（利付第三十回国庫債券）	（利付第三十回国庫債券）	（利付第三十回国庫債券）	（利付第三十回国庫債券）
二・三%	二・四%	一・八%	一・八%	二・三%	二・〇%	二・〇%	一・八%	一・〇%	〇・四%	〇・六%
日年平五成四月二十二	日年平二成四月二十二	日年平九成四月二十三	日年平九成四月二十二	日年平三成三月二十八	日年平九成三月二十七	十年平日十成二月二十六	十年平日十成二月二十五	日年平三成三月二十五	日年平三成三月二十七	日年平九成三月二十五
六十億円	三十億円	一億円	円百三十八億	二億円	円百二十三億	八億円	十一億円	二十一億円	九億円	百億円

利付 第三 回十 年十 庫回 債年 券庫 債券	一 ・ 一 %	平 三 成 月 四 二 十 五	六 億 円
--	------------------	--------------------------------------	-------------